

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第39回）開催結果概要

1 日時

平成23年2月8日（火）午前10時から午後零時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，井堀利宏，酒巻匡，仙田満，高橋宏志〔座長〕，
中尾正信，二島豊太，野間万友美，水野美鈴，山本和彦

（事務総局）

菅野雅之審議官，氏本厚司総務局第一課長，本田能久総務局参事官，
朝倉佳秀民事局第一・三課長，河本雅也刑事局第一・三課長，
高橋康明刑事局第二課長，春名茂行政局第一・三課長，
小田正二家庭局第一課長

4 進行

（1）意見交換

ア 本日の進行等について

（高橋座長）

- 本日は，事務局が作成した第4回報告書の骨子案に基づき，長期化要因を解消し裁判の適正・充実・迅速化を推進するために必要な施策等，刑事第一審訴訟事件の概況，最高裁判所における訴訟事件の審理の状況の順に，意見交換を行いたい。このうち，施策等については，既に，第36回ないし第38回検討会においてたたき台が示されている「民事事件一般及び個別の事件類型に関する制度論・運用面の施策」及び「裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策」について，たたき台からの修正部分を中心に意見交換を行った後，今回，新規に作成した「総論」及び

「第3回報告書において指摘した長期化要因の継続的検証」について、意見交換を行いたい。

(本田総務局参事官)

- 意見交換に先立ち、骨子案の構成等について御説明する。骨子案は、「Ⅰ 本報告書の概要」、「Ⅱ 民事第一審訴訟事件の概要」、「Ⅲ 刑事第一審訴訟事件の概況」、「Ⅳ 家事事件の概況」、「Ⅴ 最高裁判所における訴訟事件の審理の状況」、「Ⅵ 長期化要因を解消し裁判の適正・充実・迅速化を推進するために必要な施策等」の6つのパートに分かれており、このうち、「Ⅱ 民事第一審訴訟事件の概要」と「Ⅳ 家事事件の概況」については、第3回報告書と同一の項目のもとに、平成22年の統計データに基づいて作成する予定であり、これらの項目の内容は、骨子案では省略している。また、第4回報告書は、「概況編」と「施策編」の2分冊とし、「概況編」にはⅠないしⅤの項目を、「施策編」にはⅥの項目を盛り込むこととしたい。

イ 長期化要因を解消し裁判の適正・充実・迅速化を推進するために必要な施策等について

(ア) 民事事件一般及び個別の事件類型に関する制度論・運用面の施策について

(中尾委員)

- 骨子案で取り上げられた「法廷侮辱罪の導入」という施策に関し、検討会における委員の意見として、秋吉委員から指摘された「実務的には、裁判官の訴訟指揮に全く従おうとしない当事者、文書提出命令を発しても全く応じようとする当事者、裁判所が制止しても、裁判所や相手方への侮辱的な発言を一向に止めようとする当事者が存在しており、裁判所がこれらの者への対応に苦慮するケースもある。」との意見が掲載されているが、このようなケースは、実際どの程度の頻度で生じている

のか。

(秋吉委員)

- 地裁民事部の裁判官としての経験からすると、例えば、発言を止めて裁判官の訴訟指揮に従うよう促しても全くこれに応じない当事者は、私の担当事件だけでも年間一人くらいは存在しており、まれなケースではない。このような場合、退廷を命じるという手段はあるが、それでは手続が進まないため、やむを得ず、書面によって争点整理手続を進めているケースもある。

(中尾委員)

- 「法廷侮辱罪の導入」については、たたき台にあった「制度導入の可否も含めて検討を進める」という部分が、骨子案では、「制度導入について、検討を進める」と前向きなスタンスに修正されているが、秋吉委員が指摘されたケースについては、弁護士強制制度の導入によって解消することも考えられるし、そもそも、困難当事者に対しては、裁判所が丁寧に説明を尽くすことにより対応するのが望ましい。このような観点からすると、強い制裁を伴う法廷侮辱罪の導入を検討するに当たっては、その必要性を基礎付ける立法事実の有無を、慎重に検討すべきである。そこで、報告書においては、この施策の表題を、「法廷侮辱罪の導入」ではなく、「法廷侮辱罪の検討」などとした上で、施策の本文も、たたき台にあった「制度導入の可否も含めて検討を進める」という表現に戻せないか。

(二島委員)

- 「法廷侮辱罪」を施策として取り上げるのであれば、施策の内容を具体的に書き込む必要はないか。また、骨子案にあるとおり、「諸外国にはそのような制度も存在している」というのであれば、諸外国の例を具体的に紹介してはどうか。

(菅野審議官)

- 「法廷侮辱罪の導入」については、具体的な制度スキームを打ち出す前に、多角的な検討が必要であると考えたため、骨子案のような表現ぶりとしている。なお、この制度は、裁判所の利益を図る観点ではなく、司法全体の機能を保全するために、裁判所の訴訟指揮や判断の実効性を確保する趣旨のものであり、司法作用の妨害に対する対処、例えば偽証罪と類似の性格を有するものと位置付けている。この趣旨を明確にするために、従前は「裁判所侮辱罪」という用語を用いていたのを、骨子案では、「法廷侮辱罪」という用語を用いている。また、諸外国では、英米法の「contempt of court」を始め、何らかの形で、裁判所の訴訟指揮や判断の実効性を確保する手段が導入されている場合が多いので、このような例を参考として、検討を進めてはどうかと考えている。もとより、この制度が日常的に利用されるようなことは想定できないが、最近、大手企業が裁判所の命令に従わないことが大きく報道され、世間の大きな関心を集めていることもあるので、この制度の導入について検討を進めること自体は、施策として取り上げたいと考えている。

(酒巻委員)

- ここで取り上げる制度としては、主に民事的法廷侮辱が想定されているので、「罪」を削り、単に「法廷侮辱」としてはどうか。なお、民事手続においてこの制度を導入する場合に、刑事手続においても同様の手当てをしなければならない可能性が高い点について、十分留意する必要があることは、従前の検討会でも述べたとおりであるが、この点を骨子案に注記したのは、適切だと思われる。

(二島委員)

- 私も、同感である。なお、刑事手続においても同様の手当てをするならば、より慎重に検討することが望まれる。

(秋葉委員)

- 実務の実情として、例えば地方部の法廷で、弁護士同士が本人の面前で怒鳴り合うなど、円滑な訴訟運営に支障を来しているケースもあるので、「法廷侮辱罪の導入」の背景となっている問題現象は、本人訴訟にとどまらない。

(中尾委員)

- この制度の必要性の背景として、実務上様々な問題現象が存在し、個人的には、この制度の導入がその処方せんの一つとしてあり得ることは理解しているが、この制度の利用により当事者の不信を招いたり、事件が円滑に進行しなくなるおそれがあること等も視野に入れて、民事司法の全体的な体系の中で検討すべきであり、この制度だけを切り出して検討するのは相当ではないと思われる。

(二島委員)

- 中尾委員が冒頭で指摘された秋吉委員の意見の中には、「文書提出命令を発しても全く応じようとしない当事者」が挙げられているところ、このような証拠の提出に関連する施策としては、「法廷侮辱罪の導入」のほかに、更に、主に争点整理の長期化に関連する要因に関する施策として「攻撃防御方法の提出期限遵守のための制裁（失権効等）の導入」が取り上げられているので、両者の施策の整合性を検討しておく必要がある。

(菅野審議官)

- 御指摘の点を踏まえ、各施策の整合性や位置付けについては更に検討したい。

(山本委員)

- 「法廷侮辱罪の導入」について、民事司法の全体的な体系の中で検討すべきであるとの中尾委員の御指摘は、ごもっともである。もっとも、

我が国の民事訴訟は、従来、いわゆる非制裁型のスキームに傾斜しているという印象を持っており、今後は、最後の手段としてのサンクションが必要ではないかと考えている。また、証拠収集に関するその他の施策として取り上げられた「当事者が証拠を早期かつ自主的に開示する制度（ディスクロージャー）」や「証言録取制度（デポジション）」について検討を進めるのであれば、同じく、アメリカの法制度の特色をなす「法廷侮辱罪」についても検討を進めることは、有益であると思われる。

- また、骨子案で取り上げられた「提訴前の証拠収集処分の見直し」という施策に対する消極的な意見の一つとして「依頼者の事情」が挙げられているが、その趣旨が必ずしも明確でないので、具体的な事情を書き込んでどうか。
- さらに、骨子案で取り上げられた「専門委員のより一層の活用」という施策において、「専門委員による意見陳述」が挙げられているが、この点について、検討会における委員の意見との対応関係が分かりにくいので、工夫してはどうか。なお、専門委員の役割については、同制度を導入した平成15年の民事訴訟法改正の際に議論され、最終的に、「意見陳述」ではなく、「説明」を行うものと整理されたが、個人的には、専門委員が「意見陳述」を行うことは、鑑定とのすみ分け等についての検討は必要と思われるものの、今後の一つの方策として十分あり得ると考えている。

（秋吉委員）

- 私が裁判官として担当している医事関係訴訟では、代理人が、民事訴訟法92条の2の「説明」という文言を厳格に解釈し、専門委員から、一般的・抽象的な説明を超えて、具体的な事案に即した専門的知見を述べてもらうことに、強い抵抗を示す場合も少なくない。しかし、審理の早期の段階で問題点を見極めるために、死亡等の医療事故に至る経過の

中で通常求められる治療法や注意等について、専門委員に、専門的知見を述べてもらうことが有効な事案があり、そうした事案の適切な解決のためには、「専門委員による意見陳述」を求めることができるスキームは有益である。

(仙田委員)

- 専門委員の役割については、司法支援建築会議においても問題となっており、どの程度の説明が求められているのか悩む事例が少なくないため、専門委員の位置付けないし役割を明確にしてもらいたいという意見が指摘されている。

(中尾委員)

- 山本委員が指摘された「依頼者の事情」としては、提訴前においては、依頼者は、手持ちの証拠を開示して争点整理や真相究明を行うよりも、紛争の早期解決に向けた交渉を行うことを優先させるという点が挙げられる。このような事情を、「提訴前の証拠収集処分の見直し」に盛り込めば、施策の内容がよりわかりやすくなるのではないか。
- 骨子案で、「弁護士が専門的スキルを有していることを一定の資格とする制度の創設」を取り上げているが、「資格」という文言を使用すると、弁護士が、当該資格を取得しない限り、専門訴訟を取り扱えないのではないかとの誤解を招くおそれがある。この制度の趣旨が、国民に対して弁護士の専門性に関する適切な情報開示を図るところにあるのであれば、このような趣旨に沿った表現ぶりにすべきである。

(仙田委員)

- 建築業界においては、国家資格である建築士のほかに、学会認定の資格制度を設けている。弁護士においても、少なくとも、専門的スキルに関する「認定」制度は、是非お願いしたい施策である。

(二島委員)

- 弁護士の専門認定に関する制度については、弁護士の専門化と弁護士の専門性に関する適切な情報開示を図るという二つの側面があり、骨子案でも、弁護士の専門化推進に関する施策として、「弁護士が専門的スキルを有していることを一定の資格とする制度」が取り上げられるとともに、弁護士へのアクセスに関する施策としても、「専門認定制度の創設」が取り上げられているので、両者の関係を整理しつつ、表現ぶりも工夫してはどうか。また、このうち、「弁護士が専門的スキルを有していることを一定の資格とする制度」については、検討会における委員の意見が十分盛り込まれていないという印象を受けるので、検討されてはどうか。

(菅野審議官)

- 中尾委員及び二島委員の御指摘を踏まえ、両施策の関係や委員の意見を更に整理した上で、施策の表現ぶりの工夫ができないか検討したい。

(二島委員)

- 骨子案で取り上げられた「ADRの結果の活用」については、複数の手続間の連携を図り、後行手続の審理等を円滑化するという意味では、家事調停と審判・訴訟との関係や、労働審判と訴訟との関係でも、問題となる論点ではないかと思われる。そこで、ADRと訴訟との関係だけではなく、例えば、家事調停と審判・訴訟との関係等においても、「各手続間の連携を図るための運用上の工夫」を施策の一つとして検討してはどうか。

(小田家庭局第一課長)

- 御指摘の点のうち、家事調停と審判との関係については、非訟事件手続法・家事審判法の法制審議会の中でも検討され、家事調停から審判に移行した場合、家事調停の資料は、事実の調査を行うことにより、審判の資料とすることができると整理されている。また、家事調停と人事訴

訟との関係については、家事調停において、当事者の主張や資料を十分に整理し、また、例えば子の親権が問題となる事件であれば調査官調査を行うなどして、家事調停を充実させる取組を行っているが、その結果として調停不成立となった場合でも、所定の要件に従って調停事件記録が人事訴訟に提出され、活用されることもある。このような連携を図ることは、家事調停の充実のみならず、人事訴訟の審理の円滑化にとっても有益と考えている。

(春名行政局第一課長)

- 労働審判については、その資料は、当然には訴訟に引き継がれない制度となっているが、労働審判から訴訟に移行した事件においては、労働審判と訴訟の担当裁判官が異なる場合であっても、労働審判を経していない事件と比べて争点整理等が相当迅速にされているようであり、労働審判において主張や資料が整理された結果が、訴訟でもある程度活かされているとも考えられる。

(二島委員)

- 現在においても、実務の運用上、複数手続間の連携を図るために様々な工夫が行われていることは承知しており、このような取組を更に進めることは有益であろう。

(山本委員)

- 建築調停においても、調停の結果を訴訟で活用する方策が進んでいると聞いており、二島委員が指摘された点は、十分に実現可能性のある施策であると思われるが、他方で、調停と訴訟・審判との連携を検討するに当たっては、調停の結果が全て訴訟・審判に引き継がれることにより、調停における当事者間の積極的な資料開示や率直な話し合いができなくなるなど、調停の機能に悪影響を与えないように留意する必要があるだろう。

(仙田委員)

- 専門的知見を要する事案に関連する要因に対する施策及び建築関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策として、それぞれ「適切な鑑定人の確保等」が取り上げられているが、この施策としては、専門家の所在と専門分野に関する情報を入手しやすくするシステムを作ることも有益である。建築関係訴訟でも、特に地方では、鑑定人選任のための態勢が十分でないので、このようなシステムを設けるニーズは小さくないと思われる。

また、鑑定を依頼する研究機関についても、同様に、事案に応じた適切な研究機関を確保できるようなシステムを作ることができないか。

なお、「鑑定人となることにインセンティブを与える制度」については、建築学会においても、鑑定人の功績も含めた社会貢献に報いるための表彰制度を検討すべきという意見も出ている。

(中尾委員)

- 遺産分割事件に特有の長期化要因に関する施策として、「弁護士強制制度の導入」が取り上げられているが、遺産分割事件の当事者の中には、家族間の紛争に第三者である弁護士が関与することに抵抗感を示す者もいるので、この施策の検討を進めるに当たっては、このような遺産分割事件の特質を踏まえるべきである。したがって、この施策の表題としては、「弁護士強制制度の導入」ではなく、「弁護士強制制度の検討」程度に修正してはどうか。

(イ) 裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策について

(中尾委員)

- 裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策については、これまでの検討会の議論も踏まえてバランスよくまとめられており、ほとんど異論はない。もっとも、裁判所の執務態勢等に関連する要因に関する施策のうち、「裁判官の人的態勢の整備」において、「多くの支部

では、・・・事件処理の面で非効率であるとの指摘」が挙げられているところ、この指摘は、支部の統廃合や本庁への事件集約化の必要性に結びつく印象を与えるので、なお表現ぶりを工夫できないか。

(高橋座長)

- 中尾委員が指摘された部分は、支部の非効率性に関する指摘の前に、「支部の機能充実のために人的態勢の拡充が必要であるとの指摘」が挙げられた上、更に、「各支部の規模や事件状況、社会経済状況の変動状況を始めとする地域環境等を勘案しながら、各地域における司法サービスの充実を図るための様々な方策について多角的に検討を進める」旨が記載されており、支部の非効率性以外にも、様々な要素が幾重にも盛り込まれている。「非効率」に代わる適切な表現ぶりがあれば工夫の余地はあるかも知れないが、これ以上の修正は難しいのではないか。

(秋吉委員)

- 中尾委員が指摘された部分は、高橋座長が指摘されたとおり、支部の効率性のみならず、様々な要素が考慮要素として盛り込まれており、これまでの検討会における議論を十分に踏まえた表現ぶりになっているのではないか。

(中尾委員)

- 統計データをみると、非常駐支部における平均審理期間は、本庁のそれと比べて短くなっており、効率よく運用されているのではないか。

(菅野審議官)

- 非常駐支部においては、過払金等事件を除くと、1庁当たりの月平均の事件数が2件程度に過ぎない上、事件の内容をみても、専門訴訟等の複雑困難事件はほとんど提起されていないという実情にあり、御指摘の平均審理期間のデータをみる上では、このような実情をも踏まえる必要があると思われる。

(秋葉委員)

- 裁判所全体の事件処理の観点からすると、事件数の少ない非常駐支部に裁判官等を配置することは、人材活用の観点からも非効率な面があることは否定できないのではないかと。

(菅野審議官)

- 座長を始め数名の委員が指摘されたとおり、この点はいくつもの考慮要素を盛り込んだ上、「様々な方策について多角的に検討を進める」と結んでいるので、これ以上の修正は難しいことを御理解いただきたい。

(仙田委員)

- 法廷等の物的態勢に関する施策について、多数のものが取り上げられているが、これらは、①耐震対策等の裁判所の安全性に関する指摘、②バリアフリーやインテリア等の裁判所の利用のしやすさに関する指摘、③法廷等の数や裁判官室から法廷までの動線の問題等の裁判の運営に関する指摘の3つに整理できるのではないかと。

(菅野審議官)

- 御指摘を踏まえ、整理を工夫できないか検討したい。

(ウ) 総論及び第3回報告書において指摘した長期化要因の継続的検証について

(中尾委員)

- 骨子案では、第3回報告書において指摘した長期化要因のうち、「弁護士負担の過重さ」に関し、実情調査における意見として、「弁護士の繁忙のため、次回期日の日程調整の際、1か月以内の日では請けられないとして、1か月後以降を望む弁護士が多いこと」が挙げられているが、実情調査においては、弁護士が期日間に書面を準備するためには、依頼者とのやりとりに時間を要するため、現状では、期日間隔を1か月より短くすることは難しいという指摘もされているので、例えば、骨子

案にある「1か月以内の日では請けられないとして、」の部分割愛するなど、表現ぶりを検討してはどうか。

(菅野審議官)

○ 御指摘を踏まえ、表現ぶりを検討したい。

ウ 刑事第一審訴訟事件の概況について

河本刑事局第一課長から、第4回報告書の「刑事第一審訴訟事件の概況」の項目においては、第3回報告書の「概況・資料編」に盛り込んでいた「刑事通常第一審事件の概況」及び「否認事件の審理期間の状況」について引き続き分析を行うほか、同報告書の「分析編」に盛り込んでいた「公判前整理手続の状況」について、同報告書における分析との連続性・継続性を考慮しつつ、刑事通常第一審における公判前整理手続の全体状況を俯瞰できるよう分析を行うこと、平成21年5月から導入された裁判員制度について、その審理状況に関して統計数値等の紹介を行うことが、それぞれ説明された。また、「刑事第一審訴訟事件の概況」に記載した数値等については、裁判員制度の施行からまだ十分な期間が経過しておらず、既済事件等の母集団が標準的なものとは言い難いこと、公判前整理手続等についても安定した実務運用の定着が図られるまでには相当の期間が必要であること、特に経年的な比較については、裁判員制度施行前後で手続構造や実務運用に大きな変化が生じていることから、単純に同じ土俵で比較することには無理があること等を考えると、これらの数値に基づいて、現時点において確定的な分析と評価を行うことは可能でも相当でもなく、今後の動向を引き続き注視していくにとどめるという第4回報告書における分析方針が説明された上、骨子案で取り上げた主要な統計データの分析結果が報告された。

(水野委員)

○ 骨子案では、公判前整理手続の期間に関連して、裁判員制度の施行後しばらくの間法曹三者が裁判員裁判対象事件の公判前整理手続を進める

に当たり過度に慎重であったこと等の指摘がある旨紹介された上、当該指摘の具体的内容として、弁護士及び検察官の事情がそれぞれ脚注に盛り込まれているが、公判前整理手続を主宰する裁判所の事情が記載されていないので、脚注を削除するか、三者の事情をバランスよく盛り込んでどうか。

(河本刑事局第一課長)

- 御指摘を踏まえて、バランスよくまとめられないか、検討したい。

(菅野審議官)

- 御指摘の部分は、すでに公開資料となっている裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会ないし本検討会における各委員の発言の中から、公判前整理手続の期間に関連する事情を取り上げたものであり、それらが偶々当事者側の事情であったのであるが、御指摘を踏まえ、誤解を生じないように、河本課長が先ほど申し上げたとおり、修正を検討したい。

(野間委員)

- 実務家の実感として、裁判員裁判対象事件の公判前整理手続の期間は短くなってきているのか。

(河本刑事局第一課長)

- 骨子案でも紹介したとおり、公判前整理手続の期間に関しては、裁判員制度の施行後しばらくの間法曹三者が裁判員裁判対象事件の公判前整理手続を進めるに当たり過度に慎重であったという事情が指摘されている。現在、争いのない事件についてより一層合理的な運用ができないかということを中心に、議論を行っているところである。もっとも、裁判員裁判には、犯人性を争う事件や責任能力の有無が問題となる事件等、様々なものが含まれる上、冒頭で御説明したとおり、現時点において確定的な分析と評価を行うことは可能でも相当でもないことに留意が必要であると考えている。

(秋葉委員)

- 裁判員制度の施行後、期間が経過するに伴い、公判前整理手続に期間を要する複雑困難な事件が終局に至る件数が増加しており、全体としては、長期化していると思われるが、実務では、迅速化に向けた取組を行っており、同様の事案について比較すれば、徐々に短縮化しているという印象もある。

(河本刑事局第一課長)

- 裁判員裁判においては、次々と様々な種類の事件が係属しており、公判前整理手続の期間については、今後の動向を引き続き見守る必要があると考えている。

(野間委員)

- 記者の立場からすると、取材対象とはならない比較的単純な事件の情報に接することが少ないので、その動向がどうなっているのか関心がある。

(河本刑事局第一課長)

- 裁判員裁判事件の動向については、様々な統計を収集し、裁判員法103条に基づいて毎年公表しているので、そちらも御参照いただきたい。

(酒巻委員)

- 事務局から冒頭に説明があったとおり、「刑事第一審訴訟事件の概況」に記載された数値等については、現時点において確定的な分析と評価を行うことは可能でも相当でもなく、今後の動向を引き続き注視していくにとどめるべきであり、この点については、報告書においても十分に説明を行った上で、読者の誤解を招かないよう配慮する必要がある。

なお、公判前整理手続において、争点や証拠の十分な整理を行うために、それなりの時間がかかることは、公判前整理手続の導入前の段階から織り込み済みの事情であり、むしろ、従前の裁判官裁判では第1回公判期日後終局まで数か月の期間を要していた殺人等の重大事件が、裁判員裁判では連日的開廷により数日間で終局していることに着目すべきではないかと考

えている。

エ 最高裁判所における訴訟事件の審理の状況について

最高裁判所における訴訟事件の審理の状況に関し、朝倉民事局第一課長及び高橋刑事局第二課長から、それぞれ、民事事件及び刑事事件について、骨子案では、各事件における上告審の手續の流れの説明を置いたこと、第36回検討会で報告した統計データのうち主要なものについて分析を行ったことが、それぞれ説明された。

(山本委員)

- 上告事件及び上告受理事件の平均審理期間は、上告審記録受理から上告審終局までの期間により算出されているが、当事者としては、上告状ないし上告受理申立書を原裁判所に提出してから上告審の手續が始まるという意識を有しており、骨子案で示された平均審理期間と当事者が意識している上告審の平均期間との間には食違いがある可能性がある。そこで、報告書では、上告状ないし上告受理申立書の提出から上告審記録受理までの期間が上告事件等の平均審理期間には含まれないことを注記した方がよいのではないか。
- 骨子案では、平成21年の上告事件と上告受理事件の新受件数を合算すると、平成9年の上告事件の件数の1.7倍程度に及ぶ旨指摘されているが、この中には、同一の事件について上告とともに上告受理が並行して申し立てられる事件（以下「並行申立事件」という。）も多く含まれているはずであり、これらを1件として算出すると、両事件の単純な合計数よりも減少するので、この点も注記した方がよいのではないか。

(菅野審議官)

- いずれについても、御指摘を踏まえ、検討したい。

(井堀委員)

- 骨子案では、いずれの事件についても、その年に終局した事件に基づい

て平均審理期間を算出しており、今回の報告書でこのような算出方法を用いることに異論はないが、この方法によると、その年に偶々長期間を要した事件が終局すると、その年の平均審理期間を引き上げてしまう。そこで、個人的には、このような偶然の事情による影響をできる限り抑えることのできる平均審理期間の算出方法を工夫できないかと考えている。

(菅野審議官)

- 確かに、終局事件ベースで平均審理期間を算出すると、御指摘のような問題も生じるので、今後、平均審理期間を分析する上での貴重な御指摘として伺っておきたい。

(高橋座長)

- 平成8年の民事訴訟法の改正においては、上告理由を制限することなどにより、上告事件が大幅に減少することが想定されていたが、現状では、そのような状況になっていない。その意味で、骨子案において、民事・行政事件に関し、「最高裁判所が真に重要な法律問題に十分な力を注げるようにすることを企図した現行法の趣旨にかなった状況にはなっていないのではないか」と指摘されている点は、正にそのとおりであろう。もっとも、骨子案では、「最高裁における力の相当程度が、憲法違反等に名を借りた上告事件等の処理に割かれている可能性がある」ことや、「真に重要な法律問題を含む事件の審理を迅速に行うことに困難が生じる可能性も否定できない」ことなど、やや踏み込んだ説明もされており、一見すると、上告や上告受理の申立てを行う当事者側の問題も含んでいる印象を受けるが、この点について、弁護士視点からみるとどうか。

(中尾委員)

- 確かに、「憲法違反等に名を借りた」という表現ぶりは、少々気になるところである。改正後も上告事件が減少しない背景としては、弁護士が、職権破棄を狙って、上告受理の申立てだけでなく、あえて上告も提起する

という事情もあると思われ、現行民事訴訟法による上告制限の効果が現れていないという点はよく理解できるが、このような現象は、当事者側の事情としてやむを得ない部分もあるので、よりマイルドな表現を工夫してもらいたい。

(高橋座長)

- 骨子案にあるとおり、統計データによれば、平成8年の民事訴訟法改正の趣旨が実現していないことは明らかではあるが、中尾委員の御指摘も踏まえ、先ほど申し上げた部分の表現ぶりについては一工夫できないか。

(中尾委員)

- 山本委員も指摘されたとおり、上告審の審理状況をみる上では、並行申立事件を1件として数えた事件数も把握しておく必要はないか。

(菅野審議官)

- 確かに、並行申立事件では、上告又は上告受理が単独で申し立てられた事件と比べて、最高裁の労力が2倍になっているとまでは言えないだろうが、少なくとも、平成21年における上告事件と上告受理事件の合計数が、平成9年の上告事件の1.7倍に上っているという事実それ自体は、現行民事訴訟法の改正において予想された状況ではないであろう。骨子案では、このような状況を踏まえ、粛々とまとめたつもりではあるが、御指摘のあった「名を借りた」という表現ぶりについては、何らかの工夫ができないか検討してみたい。

(山本委員)

- 中尾委員から、民事訴訟法改正後の上告事件が減少しない背景として、当事者が職権破棄を狙っているという点が指摘されたが、このような状況は、最高裁が職権破棄も見据えた慎重な審理を行っていることも影響しているのではないか。平成21年の民事事件の上告受理事件をみると、不受理決定で終局している事件でも、終局までに6か月超を要している事件が

167件あり、このようなデータからも、最高裁がかなり慎重に審理している姿勢がうかがわれるのではないかとと思われる。

(2) 今後の予定について

次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第40回 平成23年5月20日(金) 午前10時から

(以上)